

○飯塚市私立幼稚園実費徴収に係る補足給付費補助金交付要綱

令和元年11月25日

飯塚市告示第205号

改正 R5-252

(趣旨)

第1条 この告示は、特定教育・保育の円滑な利用を促進し、もって子どもの健やかな成長を支援するため、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の4第1号に基づく、同法第30条の5第1項の認定を受けた子ども(以下「施設等利用給付認定子ども」という。)の世帯所得の状況等を勘案し、子ども・子育て支援新制度へ未移行の幼稚園(以下単に「幼稚園」という。)に在籍する施設等利用給付認定子どもの保護者に対し、その支払うべき費用の一部を補助することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、本市に住所を有する施設等利用給付認定子どものうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 飯塚市就学前の子どものための教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則(平成27年飯塚市規則第20号)別表第1において、第1階層から第3階層までの世帯に属する者
- (2) 同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲内におけるきょうだい児(この号において「きょうだい児」という。)が3人以上いる場合(特別支援学校幼稚園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)で、きょうだい児のうち最年長者及び2番目の年長者以外の者

(対象経費及び期間)

第3条 補助金の交付の対象となる経費の種類及びその限度額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 種類 給食費(副食材料費相当額に限る。)
- (2) 限度額 1人当たり月額4,700円

2 補助金の交付の対象期間は、第6条の認定を受けた施設等利用給付認定子どもが当該年度において幼稚園に在籍している期間とする。

(R5-252一改)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条第1項第2号で定める限度額に対象月数を乗じて得た額又は副食の提供に係る実費徴収額を合計した額のいずれか低い額とする。

(認定申請)

第5条 施設等利用給付認定子どもにつき、この告示に基づく補助の認定を受けようとする保護者は、認定申請書を市長へ提出しなければならない。

(認定通知)

第6条 市長は、前条の申請書を受理し、適当と認めたときは、認定通知書により申請者に通知するとともに、当該認定を受けた子どもの在籍する幼稚園に対し、認定者通知書により通知するものとする。

(補助金の概算払)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

(実績報告)

第8条 幼稚園は、補助事業を完了した日から起算して15日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を市長に提出するとともに、補助金を精算しなければならない。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に必要な申請に係る申請書等の様式、補助金の交付に必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則(令和5年8月10日 告示第252号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市私立幼稚園実費徴収に係る補足給付費補助金交付要綱の規定は令和5年4月1日から適用する。